平成19年4月1日 住機規程第31号

令和7年3月28日 住機規程第30号改正

(適用)

第1条 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)の職員(独立行政 法人住宅金融支援機構職員就業規則(平成19年住機規程第19号。以下「職員就業規 則」という。)第2条第1項に規定する職員のうち、独立行政法人住宅金融支援機 構職員給与規程(平成19年住機規程第30号。以下「給与規程」という。)第21条第 2項に規定する職員を除いたものをいう。以下同じ。)に対する退職手当の支給に ついては、この規程に定めるところによる。

(退職手当の種類)

- 第2条 退職手当は、退職金及び弔慰金とし、次に定めるところにより支給する。
 - 一 職員が退職し、又は解雇されたときは、退職金
 - 二 職員が死亡したときは、退職金及び弔慰金

(退職手当の支給対象)

第3条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合にはその者に、職員が死亡した場合にはその遺族に支給する。

(退職金の支給制限)

- 第4条 退職金は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。
 - 一 勤続6月未満の退職
 - 二 懲戒による免職
 - 三 禁錮以上の刑に処せられたことによる退職又は解雇
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、既に退職金の支給を受けて退職した職員が再び採用され、勤務した後に退職した場合その他の退職金を支給することが適当でないと理事長が認めた場合
- 2 職員が退職し、又は解雇された後在職中の職務に関し、懲戒による免職を受ける 事由に相当する事実が明らかになった場合には、既に支給した退職金を返還させ、 又は退職金を支給しないことができる。

(起訴中に退職した場合等の退職金の取扱い)

- 第5条 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職し 、又は解雇されたときは、当該職員の退職金は支給しない。ただし、拘禁刑以上の 刑に処せられなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職金が支払われていない 場合において、その者が在職期間(その退職金の計算の基礎となる期間をいう。以 下同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職金の返納)

第6条 退職し、又は解雇された者に対し退職金を支給した後において、その者が在 職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その者 からその支給をした退職金を返納させることができる。

(退職金の額)

第6条の2 退職金の額は、次条及び第8条から第10条までの規定により計算した退 職金の基本額に、第7条の2の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額 とする。

(退職金の基本額)

第7条 退職金の基本額は、職員(第3項各号のいずれかに該当する職員を除く。) が退職し、解雇され、又は死亡した日(以下「退職等の日」という。)における当 該職員の本俸の月額(給与規程第4条第2項各号に規定する本俸表(以下「本俸表 」という。)の額で当該職員に適用されるものをいう。以下同じ。)に、次の各号 の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額に、100 分の83.7の割合を乗じて得た額とする。ただし、各号の合計額に、100分の83.7の 割合を乗じて得た額が、退職等の日における当該職員の本俸の月額に100分の5,500 の割合を乗じて得た額に、100分の83.7の割合を乗じて得た額を超える場合は、当 該職員の退職金の基本額は、退職等の日における当該職員の本俸の月額に100分の5 ,500の割合を乗じて得た額に、 100分の83.7の割合を乗じて得た額とする。

一 勤続5年までの期間

勤続1年につき100分の100

勤続5年を超え10年までの期間 勤続1年につき100分の140

三 勤続10年を超え20年までの期間

勤続1年につき100分の180

四 勤続20年を超え30年までの期間

勤続1年につき100分の200

五 勤続30年を超える期間

勤続1年につき100分の100

- 2 退職し、解雇され、又は死亡した職員について、機構に採用された日から退職等 の日までの間に当該職員に適用される本俸表の異動があった場合の退職金の基本額 は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。
 - 一 当該異動の前日における当該職員の本俸の月額に機構に採用された日から当該 異動の前日までの期間に係る前項各号に定めるところにより合計した割合(以下 「異動前の割合」という。)を乗じて得た額と、退職等の日における当該職員の 本俸の月額に当該異動の日から退職等の日までの期間に係る前項各号に定めると ころにより合計した割合(機構に採用された日から退職等の日までの期間に係る 前項各号に定めるところにより合計した割合から異動前の割合を減じて得た割合 をいう。以下「異動後の割合」という。)を乗じて得た額との合計額に、100分 の83.7の割合を乗じて得た額
 - 二 当該異動(専任職本俸表又はエリア専任職本俸表への異動に限る。)の日の前日における当該職員の本俸の月額に異動前の割合を乗じて得た額に、100分の83.7の割合を乗じて得た額
 - 三 前項の規定により算出して得られる額
- 3 前項に規定する本俸表の異動は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 異なる本俸表が適用されたことがあるとき。
 - 二 同一本俸表の他の等級の項に異動したことがある場合で、異動後の等級が異動 前の等級より下位となったことがあるとき。
- 4 第2項第1号に規定する異動前の割合と異動後の割合の合計が100分の5,500を超える場合は、異動前の割合と異動後の割合の合計が100分の5,500となるまで異動後の割合を先にし、異動前の割合を後にして、異動前の割合と異動後の割合の合計を減ずる。
- 5 退職し、解雇され、又は死亡した職員について、機構に採用された日から退職等の日までの間に第2項に規定する本俸表の異動が2回以上あった場合その他退職金の基本額の計算に関し必要な事項は、総務人事部の事務を担当する役員(以下単に「役員」という。)が実施細則に定める。

(退職金の調整額)

第7条の2 退職金の調整額は、職員としての引き続いた在職期間のうち、職員となった日の属する月から退職等の日の属する月までの各月数(職員就業規則第17条第

1項若しくは第2項に規定する欠勤、職員就業規則第40条第1項第1号から第4号までの規定による休職、職員就業規則第59条の規定による停職、職員就業規則第31条の規定による育児休業又は職員就業規則第32条の2の規定による配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。)が1以上あった場合の月数を除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうち、その額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、全ての調整月額)を合計した額とする。

- 一 第1号区分 70,400円
- 二 第2号区分 65,000円
- 三 第3号区分 59,550円
- 四 第4号区分 54,150円
- 五 第5号区分 43,350円
- 六 第6号区分 32,500円
- 七 第7号区分 27,100円
- 八 第8号区分 21,700円
- 九 第9号区分 0円
- 2 前項各号に掲げる職員の区分は、職務の複雑、困難及び責任の度合いを考慮して 役員が実施細則に定める。
- 3 職員が退職し、又は解雇された場合において、その勤続期間が5年未満であるとき及び死亡又は役員が実施細則に定める傷病(以下この条において単に「傷病」という。)によらずにその者の自己都合により退職した場合(職員就業規則第45条第2号による退職を含む。)において、その勤続期間が10年以上25年未満であるときは、前2項の規定により計算して得た額に100分の50の割合を乗じて得た額とする
- 4 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、前3項の規定により計算した退職金の調整額は支給しない。
 - 一 職員が死亡又は傷病によらずにその者の自己都合により退職した場合(職員就業規則第45条第2号による退職を含む。)において、その勤続期間が10年未満で

あるとき

- 二 勤務成績が著しく不良のため解雇された場合
- 三 懲戒による免職を受ける事由に準ずる事由により退職し、又は解雇された場合
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合に おいて、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職金の調整額の計 算に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(退職金の基本額の増額)

- 第8条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合の当該職員の退職金の基本額は、 第7条の規定により計算して得た額に、当該職員の勤続期間に応じ、退職等の日に おける当該職員の本俸の月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算した額 とすることができる。
 - 一 在職中死亡したとき。
 - 二 勤続期間が10年以上であって、定年により退職したとき。
 - 三 勤続期間が15年以上で退職し、かつ、職務上の功労が特にあったと理事長(給 与規程第11条第1項第1号に掲げる職員以外の職員にあっては役員。以下同じ。
 -) が認めるとき。
 - 四 前各号に準ずる事由により退職し、又は解雇された場合において、特に増額の 必要があると理事長が認めるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する事由により退職し、又は解雇された場合において、特に増額の必要があると理事長が認めるときは、前項中「100分の500以内の割合」とあるのは「100分の1,200以内の割合」とする。
 - 一 組織の改廃、人員の削減その他やむを得ない業務上の事由により退職し、又は 解雇されたとき。
 - 二 負傷又は疾病によりその職に堪えないために退職し、又は解雇されたとき。
 - 三 前2号に準ずる事由により退職し、又は解雇された場合において、特に増額の 必要があると理事長が認めるとき。

(退職金の基本額の減額)

- 第9条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職金の基本額を減額する ことができる。
 - 一 勤務成績が著しく不良のために解雇されたとき。

- 二 第4条第1項第2号又は第3号に規定する事由に準ずると理事長が認める事由 により退職し、又は解雇されたとき。
- 三 自己都合により退職したとき(傷病、出産又は婚姻により退職したときを除く。)。
- 2 前項において減額する額は、第7条の規定による計算において、100分の83.7の 割合を乗じる部分を 100分の83.7の割合を乗じないこととして計算(以下「旧算出 法」という。)して得た額に 100分の50以内の割合を乗じて得た額とする。

(退職金の基本額の減額の特例)

第10条 職員が、公庫企業年金基金(以下「基金」という。)の加入者である期間(退職金の基本額が第7条第2項第2号の額となる場合は、本俸表の異動までに基金 の加入者であった期間。以下「加入者期間」という。)が15年以上で退職し、解雇 され、又は死亡した場合の当該職員の退職金の基本額は、第7条、第8条及び第9 条の規定により計算して得た額から、加入者期間を勤続期間とみなして旧算出法に より計算して得た額(以下「対象額」という。)に、次の各号に掲げる加入者期間 の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「差引額」 という。)を減じた額とする。ただし、対象額の計算の基礎となる本俸の月額につ いて、公庫企業年金基金規約に定める基準給与(以下「基準給与」という。)の最 高限度額を超える場合は、その額とする。この場合において、退職等の日の属する 月の前月(退職等の日が月の末日である場合は当月。以下この項において同じ。) 以前1年以内に基準給与の最高限度額の改正があった場合には、退職等の日の属す る月の前月以前1年間の各月における基準給与の最高限度額の合計額の12分の1に 相当する額をもって基金の基準給与の最高限度額とする。

一 加入者期間が15年の場合

100分の1.5の割合

二 加入者期間が15年を超え30年までの場合

100分の1.5に15年を超え

る加入者期間1年につき10

0分の0.1を加えた割合

三 加入者期間が30年を超える場合

100分の3.0の割合

2 基金の加入者であったことにより既に退職金を減ぜられたことがある職員について、再び退職金を支給する場合の当該退職金の基本額は、前項の規定にかかわらず、差引額から次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額を控除した額を第7条

- 、第8条及び第9条の規定により計算して得た額から減じた額とする。
- 一 再び支給する退職金の基本額の算定の基礎となる本俸の月額を基礎として、基 金の加入者であったことにより既に退職金を減ぜられたときに用いられた加入者 期間により計算される対象額
- 二 基金の加入者であったことにより既に退職金の基本額を減ぜられたときに用いられた前項各号に定める割合
- 3 前2項により退職金を減ずる額は、支給する退職金の基本額をもって限度額とする。

(勤続期間の計算)

- 第11条 退職金の額の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた 在職期間とする。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職等の日 の属する月までの年月数による。
- 3 前2項の規定による在職期間のうち、職員就業規則第40条の規定による休職(職員を国、独立行政法人通則法(平成11年法律第 103号)第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が機構の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第 182号)第7条の2第1項に規定する公庫等その他これに準ずる法人として役員が実施細則に定めるもの(以下「国等の機関」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)又は職員就業規則第59条第1項の規定による停職により現実に職務をとることを要しなかった期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。)が1月以上あったときは、その事情によりその月数の2分の1に相当する月数を前2項の規定により計算した当該職員の在職期間から除算することができる
- 4 第1項及び第2項の規定による在職期間のうち、職員就業規則第31条の規定による育児休業により現実に職務をとることを要しなかった期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。)が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を第1項及び第2項の規定により計算した当該職員の在職

期間から除算する。

- 5 第1項及び第2項の規定による在職期間のうち、職員就業規則第17条第1項若しくは第2項に規定する欠勤又は職員就業規則第32条の2の規定による配偶者同行休業により現実に職務をとらない、又はとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。)が1月以上あったときは、その月数を第1項及び第2項の規定により計算した当該職員の在職期間から除算する。
- 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。

(国等の機関から復帰した職員等に対する退職金に係る特例)

- 第12条 職員のうち、機構の要請に応じ、引き続いて国等の機関に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職をし、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、当該職員の退職金は支給しない。
- 4 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす

(弔慰金の額)

第13条 弔慰金の額は、職員が死亡した日における当該職員の本俸の月額に 100分の 400以内の割合を乗じて得た額とする。

(退職手当の支給)

第14条 退職手当は、法令又は理事長と職員の代表者との間の協定で定めるものがあ

るときは、退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を、通貨により直接支給する。

2 退職手当は、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

- 第15条 第3条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 配偶者(性別を問わず婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係 と同様の事情にあった者を含む。)
 - 二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡時主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしていた者
 - 三 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者
- 2 退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第2号又は第3号に掲げる者にあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員と親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(端数の処理)

第16条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた 100円未満の端数は、これを 100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第17条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、役員が実施 細則に定める。

附則

(施行日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 機構の設立の際に、住宅金融公庫(以下「公庫」という。)の職員であった者で 引き続き機構の職員となったもの(以下「公庫からの職員」という。)及び財団法 人公庫住宅融資保証協会(以下「保証協会」という。)の職員であった者で引き続き機構の職員となったもの(以下「保証協会からの職員」という。)の第7条第1項の規定による退職金の基本額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のいずれか大きい額とする。

- 一 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日における当該職員の本 俸の月額(公庫からの職員にあっては住宅金融公庫職員給与規程(昭和31年住公 規程第12号)第5条第2項に規定する本俸表の本俸月額で当該職員に適用された ものを、保証協会からの職員にあっては公庫住宅融資保証協会職員給与規程(昭 和50年公保規程第12号。)第4条に規定する本俸表の本俸月額で当該職員に適用 されたものをいう。以下「異動前本俸月額」という。)に、採用日(公庫からの 職員にあっては公庫に採用された日を、保証協会からの職員にあっては保証協会 に採用された日をいう。以下同じ。)から施行日の前日までの期間に係る旧算出 法により計算して得られる額を異動前本俸月額で除して得た割合(以下「異動前 割合」という。)を乗じて得た額と退職等の日における当該職員の本俸の月額(以下「異動後本俸月額」という。)に、施行日から退職等の日までの期間に係る 旧算出法により計算して得られる額を異動後本俸月額で除して得た割合(以下「 異動後割合」という。)を乗じて得た額との合計額に、100分の83.7の割合を乗 じて得た額
- 二 採用日から退職等の日までの期間について、第7条第1項の規定を適用して得 られる額
- 3 前項第1号に規定する異動前割合と異動後割合の合計が100分の5,500を超える場合は、異動前割合と異動後割合の合計が100分の5,500となるまで異動後割合を先にし、異動前割合を後にして、異動前割合と異動後割合の合計を減ずる。
- 4 前2項に規定するもののほか、公庫からの職員及び保証協会からの職員の退職金の基本額の計算に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。
- 5 平成26年11月1日前に職員であった者に係る第10条第1項の規定の適用については、同条中「加入者である期間(退職金の基本額が第7条第2項第2号の額となる場合は、本俸表の異動までに基金の加入者であった期間。以下「加入者期間」という。)」とあるのは、「加入者である期間(廃止された公庫厚生年金基金規約第41条に定める加算適用加入員であった期間を含み、退職金の基本額が第7条第2項第

- 2号の額となる場合は、本俸表の異動までに基金の加入者であった期間。以下「加 入者期間」という。)」とする。
- 6 公庫からの職員及び保証協会からの職員に係る退職金の増額、減額及び減額の特例の取扱いについては、第8条から第10条(前項の規定により読み替えて適用される第10条を含む。)までの規定をそれぞれ準用する。
- 7 公庫からの職員及び保証協会からの職員に係る勤続期間の計算及び国等の機関から復帰した場合の退職金に係る特例の取扱いについては、第11条及び第12条の規定をそれぞれ準用する。
- 8 独立行政法人住宅金融支援機構給与規程の一部を改正する規程(令和2年住機規程第60号。以下「改正給与規程」という。)による本俸表の異動については、第7条第3項に規定する本俸表の異動には該当しないものとする。
- 9 削除
- 10 令和2年10月1日において、住宅金融支援機構職員就業規則(平成19年住機第19号。以下「職員就業規則」という。)第29条第1項に規定する療養型の病気休暇(以下「療養型」という。)を受けている職員(結核性疾患による療養型の場合にあっては療養型を受け始めた日から1年、その他の傷病による療養型にあっては療養型を受け始めた日から6月を経過している職員に限る。)又は職員就業規則第40条に規定する休職(以下「休職」という。)を命じられている職員が、退職し、解雇され、又は死亡した場合における第7条第1項若しくは第2項又は附則第2項の退職等の日又は本俸表の異動があった日の前日における当該職員の本俸の月額は、第7条第1項若しくは第2項又は附則第2項の規定により適用される本俸の月額が令和2年9月30日に適用されていた本俸月額(独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程(平成19年住機規程第3号)第7条に規定する主任調査役にあっては、当該本俸月額に25,000円を加算した額。この項において「旧本俸月額」という。)を下回るときは、当分の間、旧本俸月額とする。

附則

この規程は、平成21年11月20日から施行する。

附則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年6月30日から同年12月31日までの間に退職し、解雇され、又は死亡した職員についてのこの規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員退職手当規程(以下「新規程」という。)第7条、第9条及び附則第2項の規定の適用については、同条及び同項中「100分の87」とあるのは、「100分の98」とする。
- 3 平成26年1月1日から平成26年6月30日までの間に退職し、解雇され、又は死亡 した職員についての新規程第7条、第9条及び附則第2項の規定の適用については 、同条及び同項中「100分の87」とあるのは、「100分の92」とする。

附則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年12月25日から施行する。

(退職金の調整額計算の特例)

2 公庫からの職員又は協会からの職員の退職金の調整額を計算する場合におけるこの規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員退職手当規程第7条の2の規定の適用については、同条中「職員としての引き続いた在職期間」とあるのは、「平成19年4月1日以後における職員としての引き続いた在職期間」とする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

- この規程は、令和2年10月1日から施行する。 附 則(令和6年住機規程第57号)
- この規程は、令和6年12月1日から施行する。 附 則(令和7年住機規程第30号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規程の施行の日から令和7年5月31日までの間における第2条の規定による 改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員退職手当規程第5条第1項及び第6条 の規定の適用にあっては、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは「禁錮」とする。